

森林災害等復旧造林事業しゅん工検査調書作成要領

昭和 56 年 12 月 5 日 林業第 678 号

最終改正 平成 15 年 3 月 24 日 緑第 1278 号

第 1 趣 旨

岩手県森林整備事業事務取扱要領第 5 の 2 に規定するしゅん工検査調書（以下「調書」という。）は、別紙様式により作成し、その作成方法は本要領に定めるところによる。

第 2 調書の作成方法

調書は、市町村別、事業別、事業区分別に別葉として作成する。

第 3 調書の記載方法

1 被害木等の整理、県単除・間伐及び県単被害木等の整理

(1) 整理番号

森林災害等復旧造林事業竣工検査野帳（以下「野帳」という。）の表紙の「申請者整理番号」を記載する。

(2) 申請番号、林小班

野帳の「申請番号」、「林小班」を記載する。

(3) 地区、施行団地

野帳の「地区番号」、「施行団地番号」を記載する。ただし、県単除・間伐にあつては、記載不要とする。

(4) 補助事業者名、事業地地番

野帳の「申請者氏名」、「事業地地番」を記載する。

(5) 樹種、林齢、蓄積

野帳 C 欄の被害木等の整理の「樹種」、「林齢」、「蓄積」を記載する。

(6) 搬出の有無

野帳 C 欄の搬出の有無の欄で有「1」に○がある場合は「有」無「2」に○がある場合は「無」を記載する。

(7) 区域面積、被害率

野帳 C 欄の「区域面積」、「被害率」を記載する。

(8) 実面積

区域面積に被害率を乗じて求め、少数点以下 2 位未満を切り捨てとする。

ただし、県単除・間伐にあつては記載不要とする。

(8) 標準単価

毎年度定める森林災害等復旧造林事業標準単価表により該当する標準単価を記載する。

(9) 標準経費

a 被害樹木等の整理、県単被害木等の整理

実面積に標準単価を乗じて求め、円未満は切り捨てとする。

b 県単除・間伐

区域面積に標準単価を乗じて求め、円未満を切り捨てとする。

- (10) 施業地補助額
 - a 被害木等の整理
標準経費に補助率 0.66667 を乗じて求め、円未満は切り捨てとする。
 - b 県単除・間伐及び県単被害木等の整理
標準経費に補助率 0.5 を乗じて求め、円未満は切り捨てとする。
- (11) 森林保険（森林国営保険のみ記載のこと。）
 - a 金額
別紙 1 「保険金額表」の該当する金額を記載する。
 - b 払込量
別紙 2 「払込保険料早見表」の該当する払込保険料を記載する。

2 跡地造林

- (1) 整理番号、申請番号、林小班
1 の(1)及び(2)による。
- (2) 地区、施業団地
1 の(3)による。ただし、ただし書以降については適用しない。
- (3) 補助事業者名、事業地地番
1 の(4)による。
- (4) 樹種
野帳 C 欄の造林林種名種の該当番号の樹種名を記載する。
- (5) 植栽本数、区域面積、被害率
野帳 C 欄の「植栽本数」、「区域面積」、「被害率」を記入する。
- (6) 実面積
1 の(7)による。ただし、ただし書以降については適用しない。
- (7) ha 当り本数
植栽本数を実面積で除して求め、本未満は切り捨てる。
- (8) 標準単価
1 の(8)による。
- (9) 標準経費
1 の(9)による。ただし、被害木等の整理を跡地造林に読み替える。
- (10) 施業地補助額
1 の(10)の a による。ただし、被害木等の整理を跡地造林に読み替える。
- (11) 森林保険
1 の(11)の a 及び b による。

3 倒木起こし及び県単倒木起こし

- (1) 整理番号、申請番号、林小班
1 の(1)及び(2)による。
- (2) 地区、施行団地
1 の(3)による。ただし、県単除・間伐を県単倒木起こしに読み替える。

- (3) 補助事業者名、事業地地番
1の(4)による。
 - (4) 樹種、林齢、区域面積、被害率
野帳C欄の倒木起こしの「樹種」、「林齢」、「区域面積」、「被害率」を記載
 - (5) 実面積
1の(7)による。ただし、ただし書以降にあつては適用しない。
 - (6) 標準単価
1の(8)による。
 - (7) 標準経費
 - a 倒木起こし
1の(9)のaによる。ただし、被害木等の整理を倒木起こしに読み替える。
 - b 県単倒木起こし
実面積に標準単価を乗じて求め、円未満は切り捨てとする。
 - (8) 施業地補助額
1の(10)のa及びbによる。ただし、被害木等の整理を倒木起こしに、県単除・間伐及び県単被害木等の整理を県単倒木起こしにそれぞれ読み替える。
 - (9) 森林保険
1の(11)のa及びbによる。
- 4 倒木起こし機整備
- (1) 整理番号、申請番号、補助事業者名
1の(1)(2)及び(4)による。ただし、林小班、事業地地番については適用しない。
 - (2) 数量
野帳C欄の倒木起こし機整備の「数量」を記載する。
 - (3) 標準単価
1の(8)による。
 - (4) 標準経費
数量に標準単価を乗じて求め、円未満は切り捨てとする。
 - (5) 補助額
1の(9)のbによる。ただし、県単除・間伐を倒木起こし機整備に読み替える。